

資 料 作 成 費

支払日	内 容	金 額 (円)	領収書No.
7/1	クリアホルダー、コピー用紙	1,062	(1)
8/24	ファイル	648	(2)
11/30	プリンターインク	7,079	(3)
3/24	ファイル	432	(4)
3/26	プリンターインク	6,101	(5)
3/31	リングファイル	108	(6)
毎月	パソコン、プリンター、wi-fiリース料(月額12,640)	139,040	(7)
毎月	上記のリースに伴う振替手数料(月額54円)	594	(8)(9)(10)
計		155,064 円	

合 計	155,064 円
-----	-----------

領収書貼付用紙 (研究研修費・調査旅費・資料作成費・資料購入費・広報費・その他)

貼	付	欄	領収書 No.
 <p>周南店 TEL: 0834-61-4377</p> <p>毎度お買上げありがとうございます 2018年07月01日(日)16:23 レジ0002</p> <p>[REDACTED]</p> <p>001605外クリアホルダーA4 5 ¥468 001606外国産 上質PPC(コピ 2コX単258 ¥516</p> <p>小計 (外税8%タイショウ 外税8% 合計 ¥1,062</p> <p>お預り現金 お釣り お買上点数 3点 **P.t 加算は7日以内に当店まで** 合計獲得ポイント 4P *****会員募集中!! *****</p> <p>商品交換・返品の際は、1週間以内に お買上げレシートと商品をお持ち下さい。</p> <p></p> <p>レシートNo3587 店No00013</p> <p>領 収 証</p> <p>2019年03月24日(日)</p> <p>上記正に領収しました(消費税等 但し商品代として 株式会社イズミ ゆめタウン 新南陽 TEL 0834-62-7500</p> <p>※保管上のお願い 財布等で保管戴く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。</p> <p>32円を含みます</p> <p>担当者 [REDACTED]</p> <p>DAISO</p> <p>イオンタウン周南SC店 TEL: 0834-61-2244 レジ: 001 担: 082 レジ担当2</p> <p>今販 収 証</p> <p>2018年08月24日 16:34</p> <p>A4縦フラットファイル緑 0108 × 2 A4縦フラットファイル青 0108 × 2 A4縦フラットファイル桃 0108 × 2 計 6点</p> <p>合 計 (内消費税等 8% 電子マネー お金釣り</p> <p>返品・交換は、1週間以内に レシートと商品をご持参下さい。 但し食品・印鑑・開封済・使用済 は対応致しかねます。 お客様相談室082-420-0100</p> <p> 0 014333 316516</p> <p>領 収 証</p> <p>2019年03月24日(日)</p> <p>* 金額又言正日月系田 2019年03月24日(日)09:57 レジ0214 支払方法 0572 A4紙製ラップト 4コX単100 ¥400 小計 (外税 対象額 消費税等 合計 (商品代 お買上点数 4点 会員募集中☆ 基本積立 本日入会でもおicktget! 11-14N0432</p>			

※領収書は、すべて連番で付番し、重ならないように貼り付けてください。

領収書貼付用紙（研究研修費・調査旅費・資料作成費・資料購入費・広報費・その他）

貼

付

欄

領収書
No.

(3)

お買上明細書

発行日 2018年11月30日(金) 14:08
店: 00466 周南本店

電話 0834-62-7111

POS : 302
取引種別: 持帰

(PC・関連セット)
 ブラザー
 X2LC211-4PK
 2800052868508
 ブラザー
 LC211-4PK
 プリンタ消耗品 (1)
 ブラザー
 LC211-4PK
 プリンタ消耗品 (1)
 1 ¥7,079
 (クーポン利用 ¥373)
合計金額 ¥7,079
 (内消費税 ¥524)
現金領収額 ¥7,079
お預り ¥10,100
お釣り ¥3,021

(3)

領 収 証

2018年11月30日

周南市議会 アクティバ様

No.302537215

発行店 周南本店

電話番号 0834-62-7111

金額 ¥7,079-

但し インフ代

消費税等524円込んでおります

発行者

 株式会社 エディオン
 (作成地)
 大阪府大阪市北区中之島二丁目
 3番33号

金種	内訳
現金	7,079
クレジット	0
ギフト券等	0
ポイント	0
振込	0

領収書貼付用紙 (研究研修費・調査旅費・資料作成費・資料購入費・広報費・その他)

貼 付 欄	領 収 書 No.
お買上明細書	(5)
発行日 2019年03月26日(火) 14:16	
店: 00466 岡南本店	
電話 0834-62-7111	
No. 00466-008-534621 POS: 008	
プリンタ消耗品 ブラザー LC211-4PK 4977786751728 1 ¥4,060 プリンタ消耗品 ブラザー LC211BK-2PK 4977786751711 1 ¥2,041 合計金額 ¥6,101 (内消費税 ¥451) 現金領収額 ¥6,101 お預り ¥10,101 お釣り ¥4,000	



2019年03月26日

領 収 証

アクティブ 様

金額 ¥6,101

但し

消費税等451円込んであります

発行者



株式会社 エディオン
(作成地)
大阪府大阪市北区中之島二丁目
3番33号

No.008634621
発行店 岡南本店
電話番号 0834-62-7111

会員	内R
現金	6,101
クレジット	0
ギフト券等	0
ポイント	0
振込	0

今頁 又 言正

アクティブ

¥108-

(うち、消費税等 8円)
上記正に領収いたしました
売上レシートNo:0891

株式会社フジ フジ新南陽店
TEL : 0834-63-8111

※財布等に入れ保管頂く場合、
印刷面を内側に折り返し保管してください。

No.0002-0474-0891
2019年03月31日

<令賀川又言正印月相田>	
2019年03月31日(日)14:39	レジ 0002
担当: 國廣 國廣	担当: 國廣 國廣
008096 ◆ A4 2 リングフ	008096 ◆ A4 2 リングフ
1点 88	1点 88
(内税額 88)	(内税額 88)
合計 ￥108	合計 ￥108
現金 ￥110	現金 ￥110
お釣り ￥2	お釣り ￥2



領収書貼付用紙（研究研修費・調査旅費・資料作成費・資料購入費・広報費・その他）

貼 付 欄	領収書 No.
	(7)

領 収 証

周南市議会 アウトラフ 様

NO. _____

金額	百万	千	円
	¥ 139	040	一

但し パソコン一式レンタル料(H30.4.1~H31.3.31)
2019年3月31日 上記金額正に領収致しました



内消費税

現 金

小 切 手

手 形

振 返

相 紗



株式会社ユアブレー

〒745-0075 山口県周南市緑町2丁目

電話 0834-21-1302 FAX 0834-3

係

(12,640 × 11回)

* 4月分は H30.3.30(前年度)に
引落しのため 合算

領収書貼付用紙（研究研修費・調査旅費・資料作成費・資料購入費・広報費・その他）

貼 付 欄	領 収 書 No.
<p>7</p> <p>715 30-06-29 107 R1 54 カンリラスウリヨウ [REDACTED]</p> <p>717 30-06-29 108 R1 54 カンリラスウリヨウ 30-06-10 108 R1 54 カンリラスウリヨウ [REDACTED]</p> <p>722 30-06-29 057 R1 54 カンリラスウリヨウ 30-07-10 057 R1 54 カンリラスウリヨウ [REDACTED]</p>	<p>[REDACTED]</p> <p>(7)</p> <p>(8)</p>

記号の説明は、最終頁をご参照ください。

領収書貼付用紙（研究研修費・調査旅費・資料作成費・資料購入費・広報費・その他）

	貼 付	欄	領収書 No.
801			
802	30-08-01 102 RT	54 カンリテスクリュウ	(12)
803			
804			
805	30-08-31 102 RT	中段 カンリテスクリュウ	(11)
806			
807	30-10-01 102 RT	54 カンリテスクリュウ	(9)
808			
809			
810			
811			
812	30-11-01 060 RT	54 カンリテスクリュウ	
813			
814	30-11-30 060 RT	54 カンリテスクリュウ	
815			
816			
817			
818			
819	30-12-28 060 RT	54 カンリテスクリュウ	
820			
821			
822			
823			
記号の説明は、最終頁をご参照ください。			
54円×11回 = 594円			
※領収書は、すべて連番で付番し、重ならないように貼り付けてください。			

領収書貼付用紙（研究研修費・調査旅費・資料作成費・資料購入費・広報費・その他）

貼付欄

領収書
No.

9



	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
901	81-02-01 057 RT	54 カリテスクリヨウ		
902				
903				
904				
905	81-03-01 060 RT	54 カリテスクリヨウ		
906				
907				
908				
909				
910				
911				

912	
913	
914	
915	
916	
917	
918	
919	
920	
921	
922	
923	

記号の説明は、最終頁をご参照ください。

記号を記入された方へご挨拶下さい。

レンタル契約書 0824 22 8542

第6条 (物件の保管・使用・譲持)

1. 甲は、物件の保管・使用にあたり、善良なる管理者の注意をもってこれを取扱うものとします。
2. 甲は、乙の事前の書類による承諾なくして物件の設置場所を移転したり、物件の改造・加工等をしないことは勿論、第三者に対する賃貸権の譲渡または物件の転貸をしません。
3. 物件自体またはその設置・保管もしくは使用によって第三者に与えた損害については、甲がこれを賠償します。
4. 甲は、物件を譲渡しましたは物件に担保権を設定する等、乙の権利を侵害する一切の行為をしません。

第1条 (レンタル物件)

1. 乙は甲に下記記載のコンピューター（以下「物件」という）を貸借（以下「レンタル」という）し、甲はこれを借り受けます。

- NEC PC-MK33MLZL4FSN デスクトップパソコン 1台
- PHILIPS C271P4QPJEW/1 ディスプレイ 1台
- プラザー工業 DCP-J963NW A4 インクジェット複合機 1台
- プリンタケーブル 1本
- WiFi ルーター 1台

第2条 (レンタル期間)

1. レンタル期間は下記記載のとおりとします。

【開始日】平成 29 年 6 月 22 日～【終了日】平成 31 年 6 月 21 日 24か月

2. レンタル期間の延長はレンタル期間が満了する 7 日前迄にお申し出ください。

第8条 (プログラムの複製等の禁止)

1. 物件の全部または一部にプログラムが含まれる場合、甲はそのプログラムに関して次の行為をしません。
 - (1) 有償である無償であるとを問わず、プログラムの全部または一部を第三者に譲渡ししくはその再利用権を設定し、または第三者に複製を使用させること。
 - (2) プログラムの全部または一部を複製すること。
 - (3) プログラムを変更または改作すること。
2. 甲は、乙またはこの代理人からプログラム機密保持のために必要な措置を求められたときはこれに従います。
3. 甲は、プログラムの保管または使用に起因して損害が発生した場合には、一切の賠償責任を負います。

第4条 (物件の保管場所)

山口県周南市城山通 1-1 (城員桟 3 階)

第5条 (担保責任)

1. 乙は甲に対して、物件の引渡時ににおいて物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、甲の使用目的への適合性については担保しません。
2. 甲が乙に対して、物件の引渡日後 2 日以内に書面により物件の性能の欠陥を通知しなかったときは、物件は正常な状態を備えて引き渡されたものとします。
3. 甲の責によらないで生じた性能の欠陥により物件が正常に作動しない場合には、乙は物件を修理しましたは取り替えます。この場合に、甲に対して損害賠償の責を負いません。
4. 乙は、前項に規定する以外には物件が正常に作動しないことに関する責任を負いません。

第9条 (物件の滅失、毀損)

1. 物件の返還までに生じた物件の滅失、毀損または物件の返還不能についての危険は、天災地変その他の原因のいかんを問わずすべて甲が負担します。ただし、通常の損耗は、この限りではありません。
2. 物件は滅失（修理不能または所有権の侵害を含む）した場合、または物件が返還不能になつた場合には、甲は乙に対して代替物件の購入代価を支払います。
3. 物件が毀損（所有権の制限を含む）した場合には、甲は自己の費用で物件を完全な状態に復元します修理します。
4. 前 3 項の場合、甲は物件の使用の可否にかかわらず、レンタル期間中はレンタル料の支払義務を免れません。なお、機器の修理期間分として当該機器の最低レンタル料金を請求致します。

第10条(解約)

甲は、レンタル期間中といえども、甲の申し出により物件を乙の指定する場所に返還してこの契約を解約することができます。ただし、この場合のレンタル料の精算は、請求書記載のレンタル料によらず、別途乙が甲に交付する乙所定の価格表（以下「価格表」という）に基づいて算出した解約日迄をレンタル期間とするレンタル料と支払済みレンタル料との差額を、物件の返還と同時に乙に支払います。

第11条(契約の解除)

甲が次の各号の一にでも該当した場合には、乙は報告、通知なくこの契約を解除することができます。この場合、甲は乙の債権の確保及び物件の保全等に要した費用に基づいて算出した解約日迄をレンタル期間とするレンタル料と支払済みレンタル料との差額を、損害賠償金として直ちに現金で支払います。

- (1) レンタル料の支払を1回でも遅延したとき。
- (2) 甲が支払を停止したとき。
- (3) 甲が破産、民事再生法、会社更生、整理等の申立をなし又は受けたとき。
- (4) 甲が事業の休業止、解散したとき、その他信用を喪失したとき。
- (5) 故意または重大な過失により、物件に修理不能の損害を与えたまたは滅失したとき。
- (6) その他本契約の各条項の一にでも違反したとき。

第12条(物件の返還)

1. この契約が期間満了により終了しまたは前項の規定によって契約が解除されたときは、甲はレンタル期間中に付加したデータを消滅させた上で、乙の指定する場所へ物件を甲の費用で直ちに返還します。
2. 前項の場合において、甲の責により物件を返還せず（滅失を含む）、または毀損した物件を返還したときは、甲は乙に対して代替物件の購入代価を支払うかまたは甲の費用で物件を完全な状態に復元します。
3. 甲が乙に対して物件の返還をすべき場合にその返還を遅延したときは、その期限の翌日から返還完了日までにつき、甲は1か月のレンタル料金に物件返還期間の月数を乗じた損害金を、物件の返還日に乙に支払います。この場合1か月単位で計算し、日割計算はしません。

第13条(費用負担)

1. この契約の締結に関する費用およびこの契約に基づく甲の債務履行に関する一切の費用は甲の負担します。
2. 消費税額等（消費税額および地方消費税額）は、甲の負担とします。消費税額等が増額されたときは、甲は乙の請求により、直ちに増額分を乙に支払います。
3. 固定資産税および消費税等以外に物件の取扱、所有、保管、使用およびこの契約に基づく取

引に課税されることはあるが、租税公課は主義人のいかんに拘らず甲が負担します。

4. 甲が前項による租税公課を乙が納めることになったときは、その納付の前後を問わず、乙の請求により直ちにこれを乙に支払います。

5. 甲がこの契約に基づく一切の債務の履行を遅延した場合、その完済に至るまで年14.6%の遅延損害金を乙に支払います。また、甲がみなした法人の場合は下記の代理人が直ちに乙に支払います。

第14条(合意管轄)

この契約についてのすべての紛争に関する管轄裁判所は、乙の本社所在地を管轄する裁判所とします。

平成29年6月22日

(甲)

周南市岐山通1-1

周南市議会会派アティア

(代理人) 周南市銀座1-26

清水芳将

(乙) 山口県周南市銀町2-13

株式会社ユアブレーン
代表取締役 反井 周二

定額自動送金依頼書(お客様控)

送金日毎月

平成29年6月28日

株式会社 山口銀行

御中

ご依頼人 (預金者)	〒745-0071 おところ 山口県周南市岐山通1-1 フリガナ シウナ・シギカ おなまえ 周南市議会 アクティブ 代表 清水芳将	おでんわ(0834) 22-8501 テレコウ ニニズヨシカサ お届け印
支払指定 預金口座		

1. 依頼内容（該当する項目に○印をおつけください）

○太線 みかだけご記入ください。	規 1.新規	次項の内容により、送金日に自動支払の方法で私名義の支払指定預金口座から送金額を払い出し、受取人の口座に送金したいので、裏面の「定額自動送金規定」を承諾のうえ依頼します。
	2.変更・休止・解約	貴行に依頼している自動送金を次項のとおり [変更] [休止] [解約] します。

2. 送金内容

	新規または現在（変更・休止・解約の場合）の送金内容			変更後の送金内容（変更の場合に該当する項目だけご記入ください）		
送金先銀行・店				銀行	支店	
受取人科目・口座番号 (口座番号は必ずご記入ください)				1.普通預金	2.当座預金	
お受取人名	フリガナ おなまえ	代表取締役 株式会社 ユアブレーン振替用		フリガナ おなまえ		
取扱期間 (10年以内)	平成29年7月から平成31年6月まで					
送金日	毎月・隔月 1日	①休日の場合は前営業日 2.休日の場合は翌営業日				
送金額	百万	¥ 12640	千	円		
特定月送金額 (特定の月だけ金額をかえ る場合にご記入ください)	月	月	百万	千	円	
休止期間(2か月以内) (休止の場合にご記入ください)	平成 年 月	から	平成 年 月	まで		
解約時期 (解約の場合にご記入ください)	平成 年 月	分を最終送金とする				
お振込人名 (預金者と異なる場合) (にだけご記入ください)	フリガナ おなまえ		フリガナ おなまえ			

(お願い)

送金日の前日までに、送金に必要な資金を支払指定預金口座にご入金ください。

上記、送金日の前日において、支払指定預金口座の残高が送金額と諸手数料の合計額に満たない場合は、特にご通知せずに、その月の送金は取り止めいたしますのでご注意ください。